

# ☆塩谷町中小企業融資振興資金☆

平成31(2019)年4月

この制度は塩谷町において1年以上営業を続けている中小企業者の育成振興を図るための融資制度です。

なお、この資金は町と下記金融機関が出資し、運営しています。

## ○貸付条件

☆中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者で、町内において1年以上同一業務を営む法人または個人（個人にあっては町内に住所を有するもの）

☆町税の完納者に限る

## ○担保及び保証人

☆取扱金融機関で必要に応じて請求があります

☆栃木県信用保証協会の保証を付けていただきます

（ただし保証料については町の補助制度により全額補助）

一般 融 資 制 度	資金用途	運転	500万円	設備	700万円	
	融資限度額	運転・設備合わせて700万円				
	償還方法	元金均等月賦償還または 運転資金に限り1年以内の期日一括償還				
	償還期間	運転資金－5年(60ヶ月)以内 設備資金－7年(84ヶ月)以内				
利率(%)	1年以内	3年以内	5年以内	7年以内		
	1.5	1.6	1.7	1.9		
別 枠 融 資 制 度	資金用途	運転資金又は本振興資金の借換資金				
	融資限度額	1,000万円				
	償還方法	元金均等月賦償還(据置1年以内) または1年以内の期日一括償還				
	利率(%)	1年以内	3年以内	5年以内	7年以内	10年以内
1.5		1.6	1.7	1.9	2.2	

○取扱金融機関 足利銀行 塩谷支店 Tel 45-1331  
足利銀行 矢板支店 Tel 43-1221  
栃木銀行 矢板支店 Tel 43-1223  
那須信用組合 矢板支店 Tel 43-1213

○申込先 塩谷町商工会及び上記取扱金融機関

○必要書類 融資斡旋依頼書・融資依頼書・許認可の写し・完納証明書(町税)・決算書・  
申込人及び保証人の資産証明書・申告書の写し・その他必要とするもの